



子育て支援センターに遊びに来ませんか？

問／福祉事務所こども家庭センター子育て支援係 ☎ 72-1123



子育て支援センターってどんなところ？

子育て中の親子が気軽に、そして自由に利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持っているお父さん、お母さんの相談にものります。育児や子育てに関する身近な地域の情報の提供や、毎月、親子で楽しめるさまざまな行事や、保護者向けのイベントもあります。

本市には子育て支援センターが2カ所あります。

○「地域子育て支援センター（さくらサロン）」

南さくら幼保連携型認定こども園放課後児童クラブとなりにあります。

○「すこやかひろば」

市総合保健福祉センター（市民病院となり）の2階にあります。

利用料は無料で、就学前の親子が遊べる場所となっています。

子育て中の保護者同士の情報交換や交流ができます。どうぞ気軽に遊びに来てください。

	すこやかひろば	地域子育て支援センター（さくらサロン）
利用料	無 料	無 料
対象年齢	就学前の親子	就学前の親子
時 間	月曜～金曜 8:30～12:00 13:00～17:00	9:00～17:00
	土・日曜・祝日 9:00～16:00 (無人開放)	土曜 9:00～13:00
お問い合わせ先	福祉事務所 こども家庭センター 子育て支援係	地域子育て支援センター
電 話	72-8701	090-5422-3137
場 所	市総合保健 福祉センター 2階	南さくら幼保連携型 認定こども園 放課後児童クラブ隣

子育て INFO

【定期接種】

●麻しん風しん (MR) ワクチン

- ・第1期：1歳から2歳までの子ども
 - ・第2期：5歳から7歳未満で、小学校就学前の子ども
- なるべく早めに接種することが大事です。

今年度は国の特例により、ワクチン未接種の2歳から3歳までの子ども、現在小学校1年生の子どもも接種することができます。

●混合ワクチン

- ・第1期：生後2カ月から7歳半までの間にある子ども（追加を合わせて計4回）

混合ワクチンは5種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、Hib感

染症）が主流となっています。予防接種を確実にし、基礎免疫をつくっておくことが大切です。

●日本脳炎ワクチン

- ・第1期：生後6カ月から7歳半までの間にある子ども（追加を合わせて計3回）
- ・第2期：9歳から13歳までの間にある子ども（1回）

●子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン

【定期接種対象者】

小学校6年生～高校1年生
平成20年4月2日生から平成25年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成20年4月1日生までの女子で、HPVワクチンを接種したことがあるが、接種完了していない方

一時預かりもあります。

事前予約が必要となりますので、詳細については、各支援センターにお電話ください。

ハッピー スマイル

なかむら かなと
中村 叶斗くん
(令和6年8月29日生)

きみのり
中村 公祝さん・
あや
彩さんの長男
(福島地区)



たくさん動き、後追いをするようになりました。サツマイモやカボチャが大好きな叶斗くん。最近は物を投げたり取りに行ったりするのが大好きです。朝の「おはよう」や夜の「おやすみ」のチューをする時が癒やされます。女の子に優しくできる子になってね。大きくなったらみんなで釣りやキャッチボールをして遊ぼうね。



障がい児への補助制度をご活用ください

問／福祉事務所自立支援係 ☎ 72-1123



～ 障がい児を支援するための各種制度等をご紹介します ～

児童発達支援等利用者負担額助成

児童発達支援等利用者負担額の無償化は、国の制度では、満3歳になって初めての4月1日から3年間の無償化の対象となっていますが、本市においては、児童発達支援等を利用する児童において、利用者負担額を無償化の対象とします。

○対象サービス＝児童発達支援・保育所等訪問支援

○対象児＝本市に住所を有し、本市の発行する障害児通所支援受給者証の交付を受けた児童。

※詳細についてはお問い合わせください。

串間市医療的ケア児短期入所 拡大促進事業補助金

医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児の子育てを行う家族の負担軽減のために実施される短期入所の整備および充実並びに医療的ケア児の緊急時の受入れ体制の確保を図るため補助します。

○補助対象事業＝宮崎県内に事業所を有する短期入所事業

○補助基準額

医療型短期入所事業所

利用者1人当たり1万2,000円／日、上限年間60日／人

福祉型短期入所事業所

利用者1人当たり7,000円／日、上限年間60日／人

緊急の場合＝利用者1人当たり7,000円／回、上限年間6回／人

※詳細については、お問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

○支給要件＝対象児童が一定の障がい状態にあること（診断書などにより県が認定します）。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

○手当額＝1級（重 度）月額5万6,800円

2級（中等度）月額3万7,830円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

○支給要件＝20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

○手当額＝月額1万6,100円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。



注目

子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン

【高校1年生】と【キャッチアップ対象者】の方へ
無料で接種できる期間は今年度まで！